

# 統計作成プロセス部会の審議状況について

(報告)

令和5年9月27日



## 第6回 統計作成プロセス部会 議事概要

1 日時 令和5年9月14日（木）13:30～14:30

2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室（Web併用）

3 出席者

【委員】

津谷典子（部会長）、川崎茂、椿広計

【臨時委員】

成田礼子

【専門委員】

西美幸

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長

統計品質管理推進室：辻参事官、沼川参事官補佐

統計作成支援室：田村室長

4 議題

（1）PDCAサイクル確立に向けた点検・評価の取組状況について

（2）その他

5 概要

○ 統計作成におけるPDCAサイクルの確立に向けた各府省による点検・評価の取組について、令和4年度の取組状況を中心に事務局から報告が行われ、これを基に審議した結果、各府省の取組は順調に進んでいるとの認識を共有するとともに、今後の取組に当たって、主に次の方向性が確認された。

- ・ 令和4年8月の統計委員会建議及び第IV期基本計画を踏まえて改定した新たなガイドラインに沿って、点検・評価の取組の更なる定着・浸透を図ること
- ・ PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備、優れた取組の共有を進めるなど、引き続き、総合的品質管理を推進していくこと
- ・ 部会としても今後の取組状況を踏まえつつ必要な支援等を検討していくこと

○ また、委員等からは主に次の意見があり、これらを含め今回示された意見については、今後の取組の中で検討又は活かしていくこととされた。

- ・ 政府における公的統計の品質管理の取組について、更なる対外的な可視化・透明化を図る必要がある
- ・ 各統計について、デジタル化（デジタル技術の導入）を進めるとともに、これらを含めた改善による変更が他のプロセスに与える影響を把握、検証する必要がある

委員等からの意見等の詳細は以下のとおり。

(1) P D C A サイクル確立に向けた点検・評価の取組状況について

- 各府省の点検・評価の取組は、毎月勤労統計における不適切事案を契機としたネガティブなスタートだったが、改善例が積極的に挙がりつつあり、ポジティブな取組に変わってきている。
- 政府全体でデジタル化を進めていくためにも、統計データのデジタル化は重要なミッションである。一部の省庁では、議員説明のため未だに紙で作成しているものもあるが、より良く使うためには電子データとして活用しやすい状態にしておくことが重要である。  
また、民間事業者の活用においても、今後は民間でも人的リソース等が逼迫していくことが予想されることから、民間委託に過度に依存するのではなく、デジタル化等、調査方法そのものの変革が必要である。
- 農林水産省においては、点検・評価を既に数サイクル回しているほか、デジタル化も積極的に実施していると聞いている。他省庁の取組推進の一助として、エピソードや工夫を教えて欲しい。  
⇒ 農林水産省では、令和2年度に「統計品質向上室」を設置し、調査担当課室と連携しつつ、その年に実施した調査は基本的に点検・評価を実施することとしている。  
また、技術革新を積極的に調査に取り込もうと考えており、統計データのデジタル化のみならず、プロセスである調査方法（実査）においても、例えばこれまで調査員がほ場に出向いて作物の調査をしていたものを、人工衛星データを活用して把握するなどしている。
- デジタルトランスフォーメーション（D X）は、単なる事務効率化ではなく、デジタルをもって事業の在り方そのものを変えていくことであることを鑑みると、各府省においても統計作成につきやり方を変えていくという考え方を取り込んでいくことになると思う。
- 各府省における業務マニュアルの整備状況について案じていたが、これまでの統計委員会建議資料等から、基幹統計については令和5年度を目途に一定程度業務マニュアルが整備できる状況となっているものと認識している。
- 点検・評価の実施について、一般の上場会社は毎年内部統制報告制度に基づき、会社が内部統制評価を行い、公認会計士が内部統制監査を実施している。中期的に、各府省も、農林水産省を参考に統計を作成するごとに点検ができるよう頑張っていたら、と考えている。

- PDCAサイクル実施等の取組について、これまでは、有事的な対応として委員会や部会が立ち上がり、委員会が中心となって第三者的に対策等を検討していたが、今回の報告を通じて、平時的な対応に移行し、各府省が我が事として各々の課題への対応や改善策を検討していく段階に移ったことが理解できた。

課題の発生は現場で起こっているため、委員会の場での議論以上に、各府省自身の自立的・主体的な取組が重要である。今後はこの流れを加速していただきたい。
- 政府全体で品質管理に取り組んでいき、統計の品質向上の取組が行われていることを可視化することは非常に大切である。しかし、現状、総務省のホームページではこれらの情報が見つけにくい。

品質管理というと、水面下で励んでいる様になりがちであるが、本取組は全省庁的に手間暇とコストをかけて一定の効果を上げているものであり、それらを統計利用者・調査回答者・納税者に理解してもらうことは重要である。

点検・評価ガイドラインや、統計作成プロセス診断の方針、関連するドキュメント群がそれぞれどういう位置関係にあり、どのような内容なのかを可視化することで、品質向上に取り組んでいる方々も便利になると考える。

この可視化の取組は、EU統計部局のまとめている「Code of Practice」に相当するものであり、そのような事例も参考にして情報を整理して示してほしい。
- 各部署が自己点検・自己評価を充実させ、そのなかから改善点を見つけることは、TQM（総合的品質管理）の第一歩として非常に良い取組と考える。

品質管理は、内部の点検を徹底していくほど第三者による点検の必要性が少なくなる。これは、内部監査は外部監査の源泉であると言われる所以である。
- 点検・評価は、各府省によってリソースや個々の特性に差異があるため、これらを踏まえて進めていくことになる。ただし、政府全体のトータルクオリティを上げるためにも、各府省のグッドプラクティスが他省の参考となるような水平展開を進めてもらいたい。
- 改善そのものや改善が加速されること自体は良いことだが、これに伴うプロセス・システム・委託先の変更は、これまでの統計委員会建議でも触れた、いわゆる「変更点」である。

改善による変更が、他のプロセスにどのように影響するのかを簡単でもよいからレビューする癖をつけることが大変に重要であり、(重大事象等の)再発防止・未然防止に役立つ。
- (各府省の取組を第三者視点から助言、支援、促進する)統計作成プロセス診断においても、自己点検・自己評価での困り事を率直に語っていただき、お互いに考えていきながら確実な品質向上が図れればと思う。
- 点検・評価の取組状況として全体的には順調に進捗しており、一般統計調査に

については府省によってやや進捗に差異が見られるものの、特に基幹統計調査については、令和4年度までではほぼ一巡するような状況となっている。

- 今後は、統計委員会の建議や基本計画等も踏まえ、本年7月に改定されたガイドラインに沿って、引き続き点検・評価の取組の確実な定着・浸透を図っていくことが重要と考える。
- デジタル化については、集計結果の公表とデータ提供のみならず、実査等においても活用することにより、労働力不足を補うための有効な策となり得ると考える。また、グッドプラクティスの水平展開を効率的に行うシステムの構築も必要であると認識した。
- 改善には良いことばかりではなく、変更によるヒヤリハットも発生する可能性がある。改善つまり変更については、その影響を慎重に検証・確認することが必要と認識した。

#### 【当日欠席の委員等の意見について事務局から紹介】

- 各府省の所管統計調査数に対し、4年弱かけて点検・評価の実施が一巡しつつある。順調に進捗しており、各府省の取組努力を評価したい。  
当該取組については、一巡後にその効果や価値が落ちないように、むしろより価値を向上させられるよう、適切な時期・タイミングで二巡目以降の点検・評価を継続していく努力が重要であると考えます。
- P D C Aガイドラインの改定が、各府省における点検・評価が一巡する節目の時期になされたことは非常に良いタイミングである。今回の改定において、例えば、点検・評価ガイドラインと品質保証ガイドラインが一体化されることなどは、公的統計の品質確保・向上を図る上で役に立つものであると考える。
- ここまでの点検・評価は、調査計画どおりに調査を実施することが主要な着眼点としており、マニュアルの整備などにより、スムーズに実施できるようになったと推察する。二巡目以降は、各府省は、より品質の高い統計調査を実現するためには何が必要かといった点にも着目した点検・評価を期待したい。
- これまで多くの統計作成プロセス診断に携わってきたが、今回の報告を聞いて、各府省が自立的・主体的に取り組むこととされているP D C Aサイクル実施の一過程である「点検・評価」も大変重要であると改めて認識したところである。  
今回のP D C Aガイドラインの改定により、各府省による点検・評価がさらに充実することを望んでいる。
- 改善事例は興味深い内容である。個々の内容はもとより、点検・評価によりこれだけの改善を図ることができるということを各府省に示すことで、点検・評価に対するモチベーションを高めることになると考える。

○ 全体として、点検・評価の取組は順調に進捗していると認識している。今後は、中長期的に見て、各府省における点検・評価の取組が、人事異動等により担当者が代わっても劣化せずに継続的に実効性を確保していく必要がある。いかに効率的かつこまめに管理・評価していくかが重要であると考ええる。

○ 総務省の行政デジタル化の取組に対し技術的・専門的見地から助言・支援等している立場として、総務省では、最近、業務改善ツールとして、アンケートの作成や取りまとめを効率化できる機能等を導入している。今後は、政府全体の標準的なツールとして実装されていく見込みのところ、このような機能を活用することで、取りまとめの作業等を効率的に手間をかけず実施することができるのではないかと期待する。

また、これらを含めたデジタルツールの活用により、公的統計の品質向上につながることであればと考える。

## (2) その他

○ 今回の審議の概要を、9月27日開催予定の第197回統計委員会において報告することとされた。

また、次回の部会については、今後の取組状況を踏まえつつ、改めて調整することとされた。

(以上)

<文責 総務省統計品質管理推進室 速報のため事後修正の可能性あり>





# PDCAサイクル確立に向けた 点検・評価の取組状況

---

令和5年9月14日

総務省統計品質管理推進室

# I 取組の経緯と枠組み

## 公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月統計委員会建議） 第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月変更、閣議決定）

### < PDCAサイクルによるガバナンスの確立・品質確保に向けた取組の強化 >

- 各府省は、調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不断に改善【令和2年度から実施】
- 統計調査の計画を一元的に閲覧できるようホームページに掲載するとともに、事後検証の結果についても併せてホームページ上で閲覧できるようにする【令和2年度から実施】

## PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン（令和2年7月統計行政推進会議申合せ）

- 上記建議及び閣議決定を踏まえ、点検・評価の実施方法（点検・評価の観点に沿ったチェックリストの利用、統計幹事の関与等）、統計作成プロセスの透明化等（調査計画や点検・評価結果のe-Statへの掲載等）を盛り込み策定【令和2年10月施行】

## 公的統計の総合的な品質向上に向けて（令和4年8月統計委員会建議）

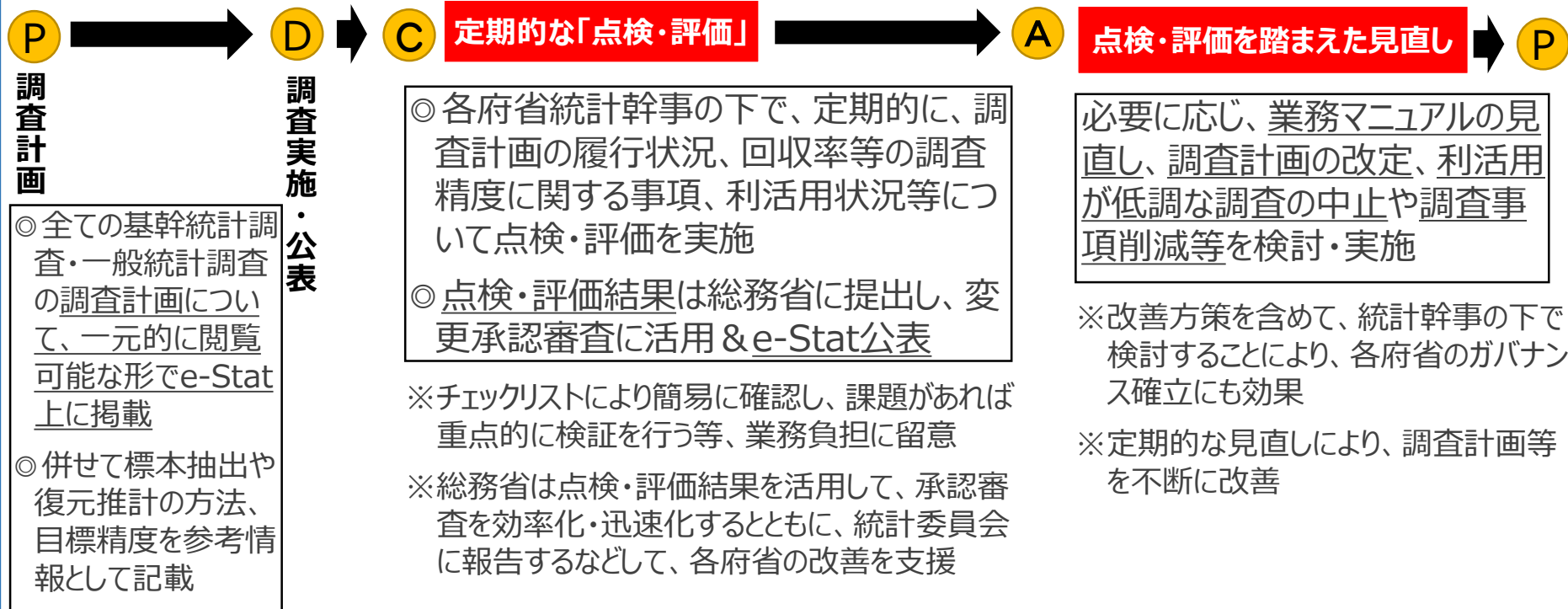
### < PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善 >

- 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づき、令和4年度後半に事後検証（自己点検）を実施する予定となっている基幹統計から順次、その業務マニュアルについて、
  - ア) 各業務プロセスの業務内容に対応した記載内容となっているか
  - イ) 業務マニュアルで作成を定めている成果物や業務記録が作成・保存されているか
  - ウ) 共有の範囲や方法は適切かといった点について確認を行い、その結果を踏まえて、業務マニュアルの充実及び内容の改定を進める

# (参考 1) PDCAサイクルの確立に向けた「点検・評価」

- PDCAサイクル確立については、各府省における主体的な取組が不可欠である一方、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善や統計作成プロセスの透明性確保を図るため、一定の統一性・品質の確保が必要
- このため、主要府省の実務者によるワーキンググループにおける検討を踏まえ、各府省における取組の指針となる点検・評価ガイドラインを策定（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ）

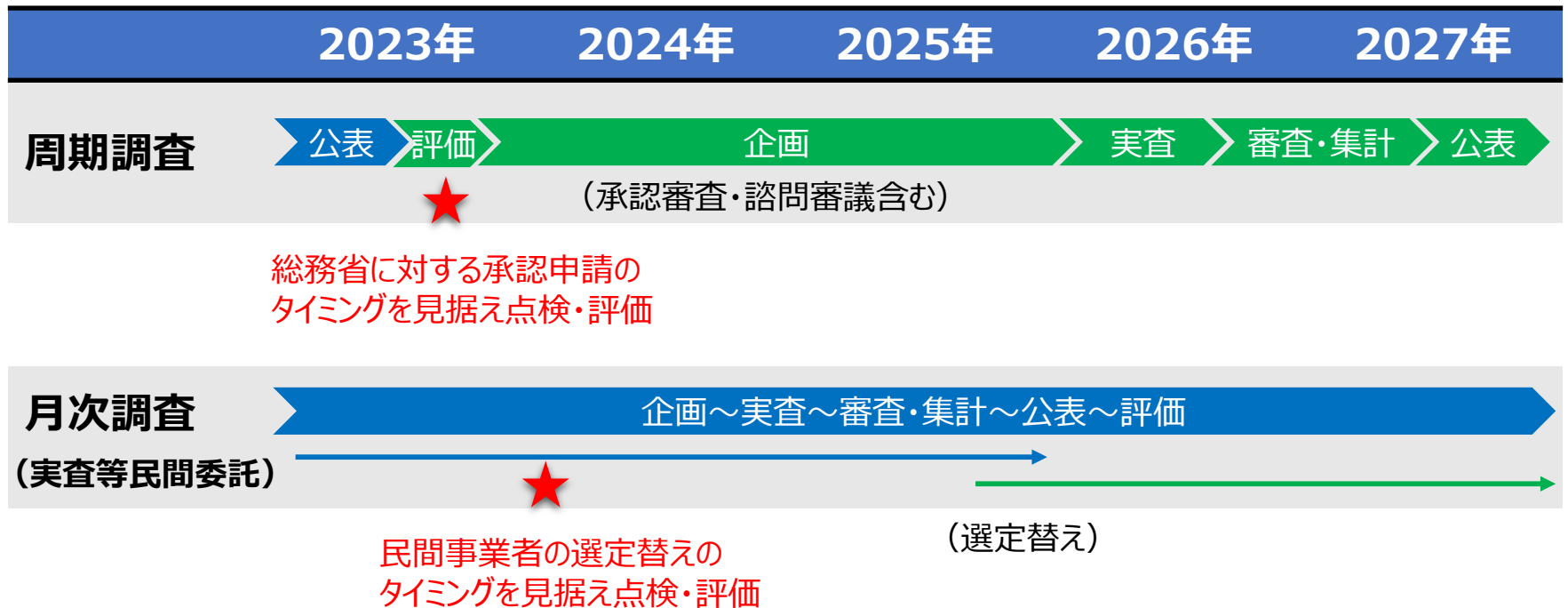
## 【再発防止策を踏まえたPDCAサイクルの確立イメージ】



## (参考2) 点検・評価の実施時期

- 点検・評価は、PDCAサイクルの一環として、調査周期などを踏まえ、次回調査の見直し・改善に資するよう計画的に実施することが必要
- また、民間事業者の選定替えや総務省・統計委員会の承認審査・諮問審議のタイミングを見据えて実施することにより、実効性のある取組とすることが必要

### 【点検・評価の実施時期（イメージ）】



## Ⅱ 点検・評価の実施状況（令和4年度）

- 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づき、所管統計の数やその特性、調査周期を考慮して点検・評価実施計画を策定し、計画的に実施
- 令和4年度に111調査を実施しており、5年度は87調査の点検・評価を実施予定

府省等名	点検・評価実施対象の統計調査数			点検・評価実施数（令和4年度）			点検・評価実施予定（5年度）		
		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査
内閣官房	1	－	1	0	－	0	1	－	1
人事院	4	－	4	0	－	0	3	－	3
内閣府	20	－	20	5	－	5	4	－	4
総務省	23	14	9	8	6	2	1	1	0
財務省	7	2	5	3	1	2	1	0	1
文部科学省	22	4	18	18	3	15	4	1	3
厚生労働省	76	7	69	18	2	16	23	5	18
農林水産省	41	7	34	40	7	33	31	5	26
経済産業省	24	8	16	4	0	4	7	4	3
国土交通省	62	9	53	12	2	10	12	2	10
環境省	6	－	6	3	－	3	1	－	1
小計	286	51	235	111	21※	90	88	18	70
うち共管	6	2	4	0	0	0	1	1	0
合計	280	49	231	111	21	90	87	17	70

各府省等の点検・評価実施計画、総務省に対する点検・評価結果の提出状況及び令和4年度に実施した基幹統計に関する「点検・確認」の結果に基づき作成（点検・評価実施計画の随時見直しにより点検・評価実施対象の統計調査数等は今後変更があり得る）

※ 基幹統計調査は、令和2年10月から4年度末迄の3か年（2年6か月）で延べ54件実施している状況（3年度末まで:33件+4年度:21件）4

# (参考3) 点検・評価の実施状況 (令和2年度からの総数)

府省等名	点検・評価実施対象の統計調査数		点検・評価実施数 (令和2~4年度)			点検実施・予定数 (令和2~5年度)			
		基幹調査	一般調査	※2年6か月	基幹調査	一般調査	※3年6か月	基幹調査	一般調査
内閣官房	1	-	1	0	-	0	1	-	1
人事院	4	-	4	0	-	0	3	-	3
内閣府	20	-	20	17	-	17	21	-	21
総務省	23	14	9	23	14	9	24	15	9
財務省	7	2	5	5	2	3	6	2	4
文部科学省	22	4	18	18	3	15	22	4	18
厚生労働省	76	7	69	36	8	28	59	13	46
農林水産省	41	7	34	75	13	62	106	18	88
経済産業省	24	8	16	22	8	14	29	12	17
国土交通省	62	9	53	42	6	36	54	8	46
環境省	6	-	6	5	-	5	6	-	6
小計	286	51	235	243	54	189	331	72	259
うち共管	6	2	4	4	2	2	5	3	2
合計	280	49	231	239	52	187	326	69	257

各府省等の点検・評価実施計画、総務省に対する点検・評価結果の提出状況及び令和4年度に実施した基幹統計に関する「点検・確認」の結果に基づき作成（点検・評価実施計画の随時見直しにより点検・評価実施対象の統計調査数等は今後変更があり得る）

# Ⅲ 点検・評価を通じた課題等の改善例（1/2）

## ■ 令和4年度の各府省の点検・評価結果から抜粋（実施済み・検討中を問わない）

### 1 報告者及び地方の負担軽減を図るためのオンライン調査の導入・拡充

- ・ 郵送に加え、オンラインによる回答を可能に
- ・ オンライン調査の対象調査票の拡大
- ・ 政府統計共同利用システムの「e-Survey」の導入

### 2 公表媒体及び公表時期の変更

- ・ 利活用状況を踏まえ、**印刷物での公表を廃止**し、電子データでの提供を充実
- ・ **速報値の公表を追加**し、一部の統計表の公表を早期化

### 3 業務委託・民間事業者の活用

- ・ 職員の負担を軽減し、限られたリソースを有効活用するため実査業務を**民間事業者に委託**

### 4 統計調査を取り巻く環境に合わせた調査項目・集計項目の見直し

- ・ 昨今のデジタル技術の実態やその他社会情勢等を踏まえ、調査項目や集計項目を見直し
- ・ 利活用状況や報告者負担の軽減、調査の効率化を鑑みて、調査項目や調査票の構成を改善

# Ⅲ 点検・評価を通じた課題等の改善例 (2/2)

## ■ 令和4年度の各府省の点検・評価結果から抜粋 (実施済み・検討中を問わない)

### 5 業務効率化を図るための業務マニュアルの整備

- 過去の調査状況や研究会を踏まえ、次回調査の改善に向けた**業務マニュアルの整備**に着手
- 一部のプロセス（実査や集計部分等）に係る業務マニュアルの**重点的整備**
- 業務方法の共有化を図るための業務マニュアル内容の充実・**共有化**

### 6 効率的な調査実施のための母集団情報、標本設計、推定方法の見直し

- より望ましい層化や地方自治体の事務負担軽減を勘案した標本抽出方法の変更

### 7 結果精度の確保・向上のための調査期間等の見直し

- 督促期間を確保し、調査票の回収率を向上させるため、**調査実施期間・調査票提出期限を見直し**
- 前回調査を踏まえた**調査票等の審査期間の見直し**、これを踏まえた公表時期の設定



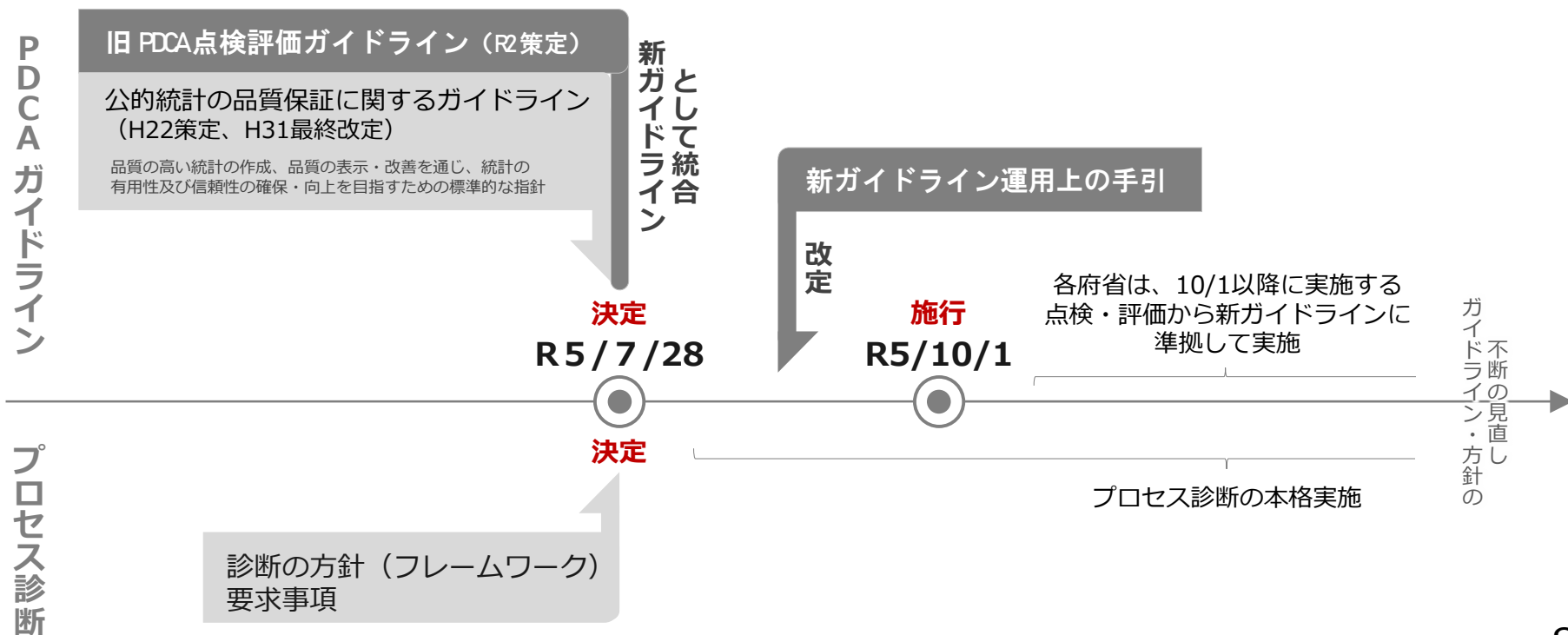
# IV 点検・評価ガイドラインの改定等の取組

## ■ PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドラインの改定

令和4年8月建議、第IV期基本計画を踏まえた対応、これまで実施してきた統計作成プロセス診断の試行・先行実施の状況の反映、同診断の方針（フレームワーク）や要求事項の策定を踏まえ、令和5年7月28日にガイドラインを改定

## ■ 統計作成プロセス診断の本格実施について

統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）や要求事項を基に、本格実施を開始



# (参考4) 「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」の改定について

## 点検・評価の導入・定着 (R2年～)

- PDCAサイクルの確立に向け、統計調査の実施後に、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画等に反映する仕組みとして、令和2年7月に「**PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン**」(統計行政推進会議申合せ)を策定し、同年10月から各府省において点検・評価の取組を順次開始
- 上記点検・評価の取組と併せて、統計作成プロセスの透明性確保の観点から、各府省及び(総務省)統計審査官室とも連携し、**調査計画及び点検・評価結果のe-Statへの一元的掲載**を順次実施

## 今般のガイドライン改定の概要

- 今般、令和4年8月統計委員会建議及び第IV期基本計画において、各府省による事後検証(自己点検)の際に、従前の点検・評価の観点である調査計画の妥当性に加え、**業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認が的確に実施**されるよう、点検・評価ガイドラインの改定が求められたこと等を踏まえ、所要の改定を実施(改定後の名称:「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」(令和5年7月28日統計行政推進会議申合せ))
- 本改定では、ほかに、各府省によるPDCAサイクル実施の基(目的・原点)となる統計の品質について規定(要素定義や表示等)したほか、統計作成プロセス診断と各府省によるPDCAサイクル実施との関係についても規定(プロセス診断の活用やフォローアップ等)

## PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン

令和2年7月30日  
改定 令和5年7月28日  
統計行政推進会議申合せ

## 1. 目的

- 公的統計は、行政はもとより国民が合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報として、有用性及び信頼性が確保されるよう、適切かつ合理的な方法により作成されなければならない。
- 「公的統計の品質」とは、3.(1)で述べるとおり、正確性のみならず、利用者ニーズの適合性、公表の適時性、統計データの解釈可能性などを含む概念である。

各府省は、公的統計の総合的品質管理の考えに基づいて、自立的・主体的に、3.(2)で述べるPDCAサイクルを繰り返すことにより、統計作成プロセス（公的統計の作成を目的とする統計調査の企画、実査、審査、集計及び結果の公表等）の水準を段階的に向上させ、公的統計の品質の確保・向上を図ることが必要である。
- 本ガイドラインは、各府省における自立的・主体的なPDCAサイクルの確立を通じ、調査計画や業務マニュアル等を中心とする統計作成プロセスの不断の改善・透明化等を推進し、公的統計の品質確保・向上を図るための標準的な指針として策定するものである。
- また、本ガイドラインによる取組結果は、統計調査の承認審査の簡素化・迅速化にも活用するものとする。
- なお、本ガイドラインは、各府省の所管する統計調査の特性等を踏まえ、各府省が既に行っている、又は今後行う予定の効果的な取組を妨げるものではない。

## 2. 背景

- 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日統計委員会。以下「令和元年9月建議」という。）においては、平成31年1月に公表された基幹統計調査に係る不適切事案のような重大事象の発生を抑止する改善策の一環として、①各府省において、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルール化すること、②点検・評価を踏まえ、必要に応じて業務マニュアルの修

正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講じること、③点検・評価結果は、総務省に提出するとともに、各府省のホームページで公表すること、④点検・評価に当たっては、調査計画の履行状況等をチェックリストにより簡易に確認し、課題が発見されたものについて重点的な検証を行うなど、業務負担が大きくなるよう留意することなどが求められている。

- また、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会。以下「令和元年12月提言(総合的対策)」という。)においては、令和元年9月建議に基づき、統計を作成する場合には、調査計画について事前の専門的検討と事後の検証を行い、不断に統計作成プロセスを改善し、PDCAサイクルを確立するよう求められている。
- さらに、「公的統計の総合的な品質向上に向けて(建議)」(令和4年8月10日統計委員会。以下「令和4年8月建議」という。)においては、令和元年9月建議の総合的品質管理の理念を維持しつつ、令和3年12月に発覚した基幹統計調査に係る不適切事案も含めた重大事象の発生を抑止する今後の取組の一環として、①PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・(組織内)共有の改善、②業務マニュアルに記載のない事態が生じた場合の対応(例外処理を行った場合等の記録、及び事後検証などの機会に業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか等の検討)、③変更管理<sup>※</sup>の取組の導入、④遅延調査票の取扱いの明確化が求められている。

※ 統計作成プロセスの重要な変更を行う場合に、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認し、誤りの未然防止を図る取組。

- 上記の建議等を踏まえて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定。以下「基本計画」という。)においては、各府省が、PDCAサイクルを定着させ、重大事象の発生の抑止と統計の不断の改善に自ら取り組む必要があるとの考えに沿って、統計幹事等の下、総合的品質管理(TQM)の考えに基づき、業務マニュアルの整備・更新を進め、自己点検とその結果に基づく自己改善の取組を行う体制を確立することが規定されたところであり、その実現に向け、政府全体で取り組んでいくことが必要となっている。
- このため、各府省は、本ガイドラインを踏まえ、所管する統計調査について、不断の改善を通じた品質の確保・向上に取り組むものとする。

### 3. 基本原則

#### (1) 公的統計の品質

- 公的統計の品質とは、社会経済の実態を可能な限り正しく表す「正確性」にとどまらず、利用者のニーズを可能な限り満たす「ニーズ適合性」、作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表される「適時性」、必要な情報が容易に入手・利用できるように提供され、統計の作成方法等に関する情報が公表される「解釈可能性・明確性」など、様々な要素から構成されるものである。
- 本ガイドラインでは、これらの公的統計の品質を、別紙1のとおり定義した品質要素から構成されるものと整理し、当該要素を品質確保・向上を図る上での指標とする。この品質要素については、多くの国及び国際機関において採用されるなど、一定の普遍性を有していると考えられる要素を「主要要素」、その他品質確保・向上を図る上で必要と考えられる要素を「補足的要素」として設定する。

## (2) PDCAサイクルの実施を通じた公的統計の品質確保・向上

- 「PDCAサイクル」とは、統計作成プロセスにおいて基本的な枠組を定める調査計画<sup>※</sup>や業務マニュアル等(=P)を基に、調査の実施状況や集計結果等(=D)について、調査計画や業務マニュアル等に照らして各府省が自ら点検・評価(=C)を行い、見いだされた課題や改善すべき点について、重点的な検証を行うなどにより、調査計画や業務マニュアル等の改善等の措置(=A)を検討・具体化する一連の過程を指す取組・概念である。

※ 「調査計画」とは、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第9条第2項及び第19条第2項に規定する申請書に記載され、総務大臣の承認を受けたものをいう(法第21条第1項ただし書の規定に基づき軽微な変更をしたものを含む)。

- 各府省は、下記5により、点検・評価を実施し、その結果を活用した改善に計画的に取り組むなど、自立的・主体的なPDCAサイクルの確立・定着のための取組<sup>※</sup>を推進し、これにより統計作成プロセスの水準を段階的に向上させ、公的統計の品質確保・向上を図るものとする。

※ 併せて、自立的・主体的な取組の更なる充実・実効性確保のため第三者の立場から行われる総務省の統計作成プロセス診断(「統計作成プロセス診断の方針」(令和5年7月28日総務省政策統括官(統計制度担当)決定)に基づき実施されるもの。以下同じ。)における助言等の活用にも留意する。

## 4. 適用範囲

- 本ガイドラインを適用する統計調査の範囲は、上記1.の目的に鑑み、法2条第6項に規定する基幹統計調査及び法同条第7項に規定する一般統計調査とし、試験調査や母集団情報の整備等を目的とする1回限りの一

般統計調査は除く。

- ただし、上記以外の公的統計についても、本ガイドラインに準じて、別紙2に掲げる事項の表示を行うなど、可能な範囲で取り組むものとする。

## 5. 各府省による点検・評価の実施方法等

### (1) 自府省の点検・評価の様式の決定

- 各府省は、本ガイドラインの別紙3に掲げる点検・評価の様式(雛形)を基本として、必要に応じて項目の追加等を行い、自府省の点検・評価の様式を決定する。

### (2) 基本的な実施手順

各府省は、基本的な手順として、次のとおり実施するものとする。

#### ① 現状等の確認、課題や改善すべき点の把握

統計ごとの調査計画、業務マニュアル等や成果物・実施記録等の整備及び組織内での共有の現状を確認<sup>※</sup>するとともに、調査計画や業務マニュアル等の内容に照らして業務実施状況を確認した上で、(3)で述べる点検・評価の観点に沿って、及び(1)の自府省の点検・評価の様式を用いて、現状及び対応状況等を簡潔にチェックし、課題や改善すべき点を把握する端緒とする。

※ 総務省が別途策定する「統計作成ガイドブック」の「業務マニュアル等チェックリスト」、「業務マニュアル等管理簿」及び「成果物・実施記録等管理簿」を適宜活用する。

#### ② 見直し・改善の検討、反映

把握した課題や改善すべき点については、重点的な検証を行うなどにより、調査計画の改定や業務マニュアルの整備・充実を始めとする統計作成プロセスの見直し・改善等の措置を検討し、当該課題等への対応に反映するとともに、当該検討結果を調査計画の変更承認申請の負担軽減等に活用する。

当該検討に当たっては、統計作成プロセス診断を受けている場合は、当該診断における助言等を活用する(過去に行われた統計作成プロセス診断における助言等を活用した改善の方向性等のフォローアップを含む。)とともに、必要に応じ、総務省(統計作成支援センター等)の支援を受けるものとする。

### (3) 点検・評価の観点

- 本ガイドラインに基づく点検・評価は、以下の観点に沿って行うこと

を基本とする。なお、各府省において独自の観点を付加することも妨げない。

- ① 調査計画との整合性確保等の観点（不整合が生じている場合の対応を含む）
- ② 統計の品質確保・向上を図るための統計作成プロセスの水準の段階的な向上の観点
  - i) 業務マニュアル等の整備・充実・改善（例外事項を加えるか、あるいは、記載内容を見直すかといった視点を含む）
  - ii) 品質の表示（別紙2に掲げる「公的統計の品質表示事項」などを活用し、品質表示の充実を図る）
  - iii) 変更管理
  - iv) 遅延調査票への対応（月次及び四半期の統計調査）
  - v) 一部の業務プロセスを地方公共団体や民間事業者に委託している統計調査について、当該団体や事業者からの意見聴取（改善提案の要求を含む）
  - vi)（上記以外の）統計作成プロセスの水準の段階的な向上に向けた取組
- ③ 必要な精度の確保・向上の観点
- ④ その他の観点（過去の点検・評価結果のフォローアップを含む）

#### （４）点検・評価の取組状況の公表

- 点検・評価の取組状況については、別紙3に掲げる点検・評価の様式（雛形）に沿って、分かりやすく端的な形で公表することとし、調査計画と併せて、インターネット上で一元的な閲覧を可能とする。

#### （５）調査の特性に応じた留意点

- 令和元年12月提言（総合的対策）を踏まえ、点検・評価の適用範囲とする一般統計調査を、特定一般統計調査と、その他の一般統計調査に区分した上で、後者については、（３）で述べた点検・評価の観点のうち③を簡素化することや、点検・評価の実施頻度を低くする（後述（7））ことも妨げない。
- 共管調査については、①主たる所管府省が当該統計調査全体の点検・評価を行う、②共管府省間で分担して点検・評価を行う、③主たる所管府省から共管先に合議等を行う、等のいずれを採るのかなど、取扱いについて、共管府省間で事前に整理する。

## (6) 点検・評価の実施体制

- 各府省における点検・評価の実施方法や個別の点検・評価結果の決定は、統計幹事の下承を得て行うものとする。
- 各府省において、府省内で点検・評価の取りまとめや管理・調整に当たる課室等（以下「P D C A担当課室」という。）と、各統計調査を担当・所管する課室等（以下「調査担当課室」という。）との連携\*を含め、リソースや所管統計調査の特性等に応じた適切な実施体制を構築する。
  - ※ P D C A担当課室と調査担当課室が共同してチェックする、調査担当課室の実施した点検・評価結果をP D C A担当課室が二次的にチェックするなどが考えられる。
- また、点検・評価に当たっては、各府省における業務実態や統計品質管理官の配置状況に応じ、統計の品質管理全般の中核となる統計品質管理官の機能を活用する。

## (7) 点検・評価の計画的な実施

- 各府省は、点検・評価関連業務の平準化を図るとともに、漏れや重複を防ぐため、本ガイドラインの適用範囲となる全ての所管統計調査を対象として、総務省と調整の上で、点検・評価の実施計画（以下「実施計画」という。）を定めることにより、計画的に点検・評価を実施する。
- 実施計画の計画期間は、所管する統計調査の数やその特性に応じて設定する。
- 実施計画は、少なくとも年1回（年度当初）更新するほか、所管する統計調査の調査計画変更に伴い点検・評価実施時期の変更が必要となった場合等、随時、見直すものとする。
- 実施計画においては、以下の点に留意する。
  - ・ 年次調査（又は年次より短い周期の調査）及び2年以下の周期調査については、定期的（例えば年次調査は3年ごと、2年以下の周期調査は4年ごと）に点検・評価を実施することを基本とする。
    - 上記の調査のうち、その他の一般統計調査については、点検・評価の実施頻度を低くする（例えば年次調査で5年ごととするなど）ことができる。
  - ・ 3年以上の周期の調査については、当該周期の都度（3年周期であれば3年に1度）、点検・評価を実施することを基本とする。
  - ・ 点検・評価は、統計調査の企画から公表に至るまでの一連の過程を対象とするものであることから、調査結果の確報公表後に実施することを原則とする。ただし、現行調査で実施済の範囲と、前回調査の実



施状況に基づいて点検・評価を行うこともできる。

- ・ 調査計画の変更承認申請を予定している場合には、その変更を行う前に点検・評価を実施することを原則とする。また、一般統計調査における総務省の承認を要さない軽微な変更を行う場合においても、報告者負担抑制、結果の利活用又は精度確保等に密接に関連する場合には、点検・評価を実施する。ただし、変更前の実施が困難な場合には、変更後の調査計画に基づく調査を実施した後に、点検・評価を実施し、変更効果等の事後確認に活用する。
- ・ 複数の調査（又は調査票）から構成される統計調査については、実施計画を策定する際、点検・評価を一括して実施するか、又は複数回・複数年度にわたって実施するかを決定する。

## 6. 統計作成プロセスの透明化等

- 総務省は、各府省の協力を得て、政府統計ポータルサイト（以下「e-Stat」という。）において、調査計画を一元的に掲載し、閲覧できるサイトを整備する。その際、法第21条第1項ただし書の規定に基づく一般統計調査の軽微な変更に関する情報を併せて掲載し、最新の状態の調査計画の情報を提供する。また、令和元年9月建議において調査計画に参考情報として記載することとされた情報についても、併せて掲載する。
- 総務省は、統計調査に対する信頼確保の観点から、各府省から提出を受けた5.(4)の点検・評価の様式について、調査計画と併せて閲覧できるようe-Statに掲載する。

## 7. 本ガイドラインの見直し

- 本ガイドラインについては、統計企画会議の下に設置したワーキンググループにおいて、各府省における取組状況等の情報共有を図りつつ、不断に見直しを行う。

## 8. その他

- 総務省は、本ガイドラインに基づく点検・評価結果を、法第9条、第11条、第19条及び第21条の承認審査（基幹統計調査の場合、統計委員会における諮問審議を含む。）や、法第55条の施行状況報告審議などに活用して、関連する承認審査業務等を効率化するとともに、各府省の事務負担を軽減する。
- また、総務省は、本ガイドラインに基づく各府省の取組状況を定期的に

統計委員会において報告し、その審議結果を、本ガイドラインに基づく各府省の取組への助言・支援、本ガイドラインや「統計作成プロセス診断の方針」の見直し等に活用する。

#### 附則

- 1 令和5年7月28日付けで改定された本ガイドラインは、令和5年10月1日から施行する。
- 2 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）及び「公的統計の品質保証に関する事務マニュアル」（平成23年5月18日公的統計の品質評価に関するワーキンググループ申合せ）は、前記1の施行をもって廃止する。

## 公的統計の品質要素及び定義

要 素		定 義
主要要素	ニーズ適合性	<p>社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、利用者のニーズを可能な限り満たした統計が作成されていること。</p> <p>(注) 利用者とは、国、地方公共団体、研究者、エコノミスト等に加え、広く一般利用者を想定</p>
	正確性	<p>社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、作成された統計が社会経済の実態を可能な限り正しく表していること。</p>
	適時性	<p>作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表（提供）されていること。</p>
	解釈可能性・ 明確性	<p>利用者が統計情報を適切に理解し、有効に活用するため、必要な情報が容易に入手・利用できるように提供されていること、及び統計の作成方法（統計データの収集、処理、蓄積、公表の方法・手続）等に関する情報が公表されていること。</p>
補足的要素	信頼性	<p>統計作成過程及び統計作成機関が利用者から信頼されるよう、統計の作成方法が、専門的な見地から決定され、公表されること、及び適切な秘密保護措置が講じられること。</p>
	整合性・ 比較可能性	<p>関連する複数の統計を用いて分析、地域間比較、時系列比較等を行うことが可能となるように、統計に用いられる概念、定義、分類等の整合が図られていること。</p>
	アクセス可能性	<p>基本的な情報を含め、作成された統計が、利用者のニーズに応じた形で容易に入手・利用できるように提供されていること。</p>
	効率性	<p>費用、報告者負担等の観点から、最も適切な情報源・作成方法によって作成されていること。</p>

公的統計の品質表示事項

I 調査統計

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例
1 調査の概要 <事前>	(1) 調査の目的	統計調査の目的を記述。	① 法第9条又は第19条の承認事項における目的
			② 基本計画における当該統計調査の位置づけ
			③ 国際的な基準及び勧告
	(2) 調査の沿革	統計調査の経緯、変遷、沿革等を記述。	① 統計調査の経緯、変遷、沿革
			② 過去に統計（調査）の改変（統廃合）を行っている場合、その統計調査の名称及び当該統計調査に関する情報（リンクでも可）
	(3) 調査の根拠法令	調査実施に係る根拠法令を記述。	① 統計法に基づく基幹統計調査か一般統計調査かの別
			② 統計法以外の根拠法令（存在する場合のみ）
	(4) 調査の対象	統計調査の対象範囲及び調査対象者数を記述。	① 調査対象の範囲
			② 報告を求める個人又は法人その他の団体
			③ 事業所母集団データベースの使用の有無
④ 重複是正措置実施の有無			
⑤ 母集団情報としての行政記録情報の使用の有無（ある場合、行政記録情報の概要）			
(5) 抽出方法	標本調査における抽出方法を記述。	① 抽出方法	
		② 抽出率	
		③ 目標精度	
(6) 調査事項	統計調査における調査事項を記述。	① 調査事項	
		② 当該調査事項を設ける目的	
(7) 調査票	調査票の画像ファイル等を添付。	① 調査票の画像ファイル（見本）	
		② 調査票の記入のしかた	
(8) 調査の時期	調査期日及び具体的な調査期間を記述。	① 調査期日又は期間	
		② 調査票配布・回収期間	
(9) 調査の方法	統計調査の実施系統、調査手法等を記述。	① 調査の実施系統、実施の流れ	
		② 調査手法	
		③ 調査の代替・補完として用いる行政記録情報	
		④ 仕様書、入札状況及び契約事項の概要（民間事業者を経由する場合のみ）	
		⑤ 法第15条に基づく立入検査を行う場合に対象とする事項	
		⑥ 事務処理の基準（各種事務処理要領の概要等）	
		⑦ 秘密の保護のために講じている措置	
(10) (その他)	上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 公表期日前の情報共有範囲	
		② 統計委員会（部会を含む）における審議の概要（リンクでも可）	
		③ 当該統計調査の実施に関する研究会における審議の概要（リンクでも可）	
		④ (1)～(9)に掲げた事項の改正を行った場合は、改正の目的及び内容	

共通メニュー		共通掲載項目		掲載内容等	具体例
2	調査の結果 ＜結果公表時＞	(1)	用語の解説	調査の結果に用いる主要の用語の定義・解説を記述。	① 用語の定義・解説
		(2)	結果の概要	調査の結果の概要を記述。	① 結果の概要
		(3)	集計・推計方法	標本調査における結果数値の推計方法を記述。	① 集計業務の実施系統（民間事業者を活用している場合、仕様書、入札状況及び契約事項の概要）
					② 推計方法（抽出集計の方法を含む。）
		(4)	利用上の注意	誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき点を記述。	① 使用した統計基準
					② 季節調整情報
					③ 結果精度に関する情報（回収率、有効回答率及びその計算方法等）
					④ 速報・確報間の相違に関する情報
(5)	正誤情報	公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。	⑤ 他の統計と比較する場合の注意点（定義の違い等）		
			⑥ その他の各種表章上の注意事項		
(6)	統計表一覧	統計表管理システムにリンクするスプレッドシート等の一覧を掲載。	① 正誤情報		
(7)	利活用事例	調査結果の利活用又は利活用を予定している事例を掲載。	① 統計表一覧		
(8)	（その他）	上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 利活用事例		
			① 結果の国際比較		
			② 過去の結果との比較		
3	公表予定 ＜事前＞	遅くとも統計の公表予定を公表予定日の3か月前までを目処に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。	③ 委託による統計の作成等の利用可否に関する情報		
			① 公表予定		
			② 非公表としている統計の有無に関する情報		
			③ 提供方法（媒体、配布場所、料金等）		
4	Q&A ＜適時＞	統計調査に関するよくある質問を記述。	④ 公表期日前の情報共有範囲（リンクでも可）		
			① Q&A		
5	問い合わせ先 ＜事前＞	利用者からの問い合わせを受ける連絡先の部署名、電話番号等を記述。	① 部署名		
			② 電話番号		
6	（過去情報） ＜適時＞	「平成〇年△△統計調査」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。	① 過去の提供情報（リンクでも可）		
7	（その他） ＜適時＞	上記に掲げるほか、ポスター、パンフレットの画像ファイル等、各種統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 標語、ポスター、パンフレット等		
			② 研究論文		
			③ 当該統計調査について掲載のあった媒体の紹介		
			④ 外国語による情報		
			⑤ 調査票情報の保管方法（磁気媒体、電子媒体等）		

注 「共通メニュー」欄等の＜事前＞、＜結果公表時＞、＜適時＞は、表示時期について記載したものであり、＜事前＞は結果公表前の表示、＜結果公表時＞は結果公表と同時の表示、＜適時＞は表示の必要が生じた際に適時表示を意味する。

## II 調査によらない統計

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例
1 統計の概要 ＜事前＞	(1) 統計の目的	統計の目的を記述。	① 統計の目的 ② 基本計画における当該統計の位置づけ ③ 国際的な基準及び勧告
	(2) 統計の沿革	統計の経緯、変遷、沿革等を記述。	① 統計の経緯、変遷、沿革 ② 過去に統計（調査）の改変（統廃合）を行っている場合、その統計調査の名称及び当該統計調査に関する情報（リンクでも可）
	(3) 統計の作成方法	統計の作成方法を記述。	① 統計の作成方法 ② 事業所母集団データベースの使用の有無 ③ 行政記録情報の使用の有無（ある場合、行政記録情報の概要） ④ 仕様書、入札状況及び契約事項の概要（民間事業者に作成業務を委託する場合のみ）
	(4) （その他）	上記に掲げるほか、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 統計委員会（部会を含む）における審議の概要（リンクでも可） ② 当該統計の作成に関する研究会における審議の概要（リンクでも可）
2 集計結果又は推計結果 ＜結果公表時＞	(1) 用語の解説	集計結果又は推計結果に用いる主要な用語の定義・解説を記述。	① 用語の定義・解説
	(2) 結果の概要	集計結果又は推計結果の概要を記述。	① 結果の概要
	(3) 利用上の注意	誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき事項を記述。	① 使用した統計基準
			② 季節調整情報
			③ 速報・確報間の相違に関する情報
			④ 作成方法の違いによる結果の特性に関する情報
	⑤ 他の統計と比較する場合の注意点（定義の違い等）		
⑥ その他の各種表章上の注意事項			
(4) 正誤情報	公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。	① 正誤情報	
(5) 統計表一覧	統計表管理システムにリンクするスプレッドシート等の一覧を掲載。	① 統計表一覧	
(6) 利活用事例	調査結果の利活用又は利活用を予定している事例を掲載。	① 利活用事例	
(7) （その他）	上記に掲げるほか、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 結果の国際比較、過去の結果との比較	
3 公表予定 ＜事前＞		遅くとも統計の公表予定を公表予定日の3か月前までを目処に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。	① 公表予定
			② 非公表としている統計の有無に関する情報
			③ 提供方法（媒体、配布場所、料金等）
			④ 公表期日前的情報共有範囲（リンクでも可）

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例
4	問い合わせ先 ＜事前＞	利用者からの問い合わせを受ける連絡先の部署名、電話番号等を記述。	① 部署名
			② 電話番号
5	(過去情報) ＜適時＞	「平成〇年△△統計」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。	① 過去の提供情報
6	その他 ＜適時＞	上記に掲げるほか、ポスター、パンフレットの画像ファイル等、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 標語、ポスター、パンフレット等
			② 研究論文
			③ 当該統計調査について掲載のあった媒体の紹介
			④ 外国語による情報

注 「共通メニュー」欄等の＜事前＞、＜結果公表時＞、＜適時＞は、表示時期について記載したものであり、＜事前＞は結果公表前の表示、＜結果公表時＞は結果公表と同時の表示、＜適時＞は表示の必要が生じた際に適時表示を意味する。

## 点検・評価の様式（雛形）

政府統計コード	
基幹・一般の別（選択記入）	
調査の名称	
政府内における調査結果の利活用状況 ※該当するものを選択（複数選択可）	重要な政策の立案・実施・評価の直接の根拠資料として利用
	国が給付する手当や給付金の算定根拠として利用
	月例経済報告に利用
	基幹統計の作成に利用
	基幹統計以外の重要な統計の作成に利用
その他	
特記事項	



① 調査計画との整合性確保等の観点

調査計画との整合性 (整合している場合チェック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 調査の目的</li> <li>□ 調査対象の範囲 ※</li> <li>□ 報告者数等※</li> <li>□ 報告事項とその基準期日 ※</li> <li>□ 報告の方法 ※</li> <li>□ 報告を求める期間 ※</li> <li>□ 集計事項 ※</li> <li>□ 結果の公表方法及び期日 ※</li> <li>□ 使用する統計基準</li> <li>□ 調査票情報の保存</li> <li>□ 立入検査</li> </ul>	( 未入力 )
-----------------------------	---	---------

(注1) 「※」を付している一般統計調査の点検項目については、調査事項の10%未満の変更等、承認を要しない「軽微な変更」の範囲や公表内容との整合性に留意して点検を実施

(注2) 不整合は生じていないものの、調査計画の改善を検討(予定)している事項がある場合はシート②で記載

点検・評価事項等 不整合の項目	調査計画との整合性		不整合が生じている場合の対応状況		
	不整合の概要 (該当項目に○を入力し、概要を記載。複数選択可能)		対応方法 (複数選択可能)	対応状況 (選択記入)	左記対応の概要(自由記入)
調査の目的	結果の利活用実態	その他	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備充実 実施方法の見直し その他		
	特記事項 (○をつけた項目の概要を記載してください)				
調査対象の範囲※	調査対象地域 その他	調査対象産業	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備充実 実施方法の見直し その他		
	特記事項 (○をつけた項目の概要を記載してください)				
報告を求める個人又は法人その他の団体(報告者)の数等※	母集団情報 全数層・抽出層の設定 その他	抽出方法・抽出基準 対象数の算定	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備充実 実施方法の見直し その他		
	特記事項 (○をつけた項目の概要を記載してください)				
報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間※	調査票 調査期日・期間	調査事項 その他	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備充実 実施方法の見直し その他		
	特記事項 (○をつけた項目の概要を記載してください)				
報告を求めるために用いる方法※	調査方法 民間委託の範囲	調査系統・組織 その他	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備充実 実施方法の見直し その他		
	特記事項 (○をつけた項目の概要を記載してください)				

[次頁に続く]

[前頁からの続き]

点検・評価事項等 不整合の項目	調査計画との整合性		不整合が生じている場合の対応状況		
	不整合の概要 (該当項目に○を入力し、概要を記載。複数選択可能)		対応方法 (複数選択可能)	対応状況 (選択記入)	左記対応の概要(自由記入)
報告を求める期間※	調査実施期間(始期・終期) 調査の周期	調査票の提出期限 その他	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備充実 実施方法の見直し その他		
	特記事項 (○をつけた項目の概要を記載してください)				
集計事項※	未集計 復元推計	未公表 その他	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備充実 実施方法の見直し その他		
	特記事項 (○をつけた項目の概要を記載してください)				
調査結果の公表の方法及び期日※	公表実施時期 e-Statの掲載 その他	公表媒体 閲覧表	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備充実 実施方法の見直し その他		
	特記事項 (○をつけた項目の概要を記載してください)				
使用する統計基準	独自基準の採用 その他	独自基準の説明	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備充実 実施方法の見直し その他		
	特記事項 (○をつけた項目の概要を記載してください)				
調査票情報の保存期間及び保存責任者	保存期間 保存方法	保存責任者 その他	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備充実 実施方法の見直し その他		
	特記事項 (○をつけた項目の概要を記載してください)				
立入検査(基幹統計調査のみ)	立入検査対象事項	その他	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備充実 実施方法の見直し その他		
	特記事項 (○をつけた項目の概要を記載してください)				

② 統計の品質確保・向上を図るための統計作成プロセスの水準の段階的な向上の観点

業務マニュアル等の整備・共有の状況 及び 実際の業務の実施状況 の確認等	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 課題なし</li> <li>□ 課題あり、見直し・改善を実施（予定含む）</li> <li>□ その他（例：課題精査中、課題はないが見直し・改善を実施（予定含む）等）</li> </ul>
---	---

	見直し・改善の概要(自由記入)	見直し・改善の内容(左記の類型) (該当するものを選択、複数選択可能)	見直し・改善の対応方法・手段 (複数選択可能)	対応状況 (選択記入)
記入欄 No. 1		調査計画の見直し・改善 業務マニュアル等の整備・充実・改善 品質の表示 変更管理の実施 遅延調査票への対応 外部委託先からの意見や改善提案の聴取 DXの実施、データのデジタル化 システムの要件・仕様の可視化 プロセス診断結果の取り込み その他プロセスの段階的な向上に向けた取組	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備・充実 実施方法の見直し その他	
記入欄 No. 2		調査計画の見直し・改善 業務マニュアル等の整備・充実・改善 品質の表示 変更管理の実施 遅延調査票への対応 外部委託先からの意見や改善提案の聴取 DXの実施、データのデジタル化 システムの要件・仕様の可視化 プロセス診断結果の取り込み その他プロセスの段階的な向上に向けた取組	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備・充実 実施方法の見直し その他	
記入欄 No. 3		調査計画の見直し・改善 業務マニュアル等の整備・充実・改善 品質の表示 変更管理の実施 遅延調査票への対応 外部委託先からの意見や改善提案の聴取 DXの実施、データのデジタル化 システムの要件・仕様の可視化 プロセス診断結果の取り込み その他プロセスの段階的な向上に向けた取組	調査計画の変更申請 調査計画の軽微変更 業務マニュアルの整備・充実 実施方法の見直し その他	

(注)この様式の下段の「記入欄」各行について、これはサンプル表示であり「No.3」までしか表示していないが、実際は記入欄（行）のさらなる追加が可能である。

### ③ 必要な精度の確保・向上の観点

	目安としている指標の設定状況			目安としている指標の具体的推移 (自由記入。別紙も可)		
	精度管理の目安としている指標区分 ※該当するものを選択(複数選択可)	目安としている指標の具体的な 設定内容・考え方等 (自由記入。別紙も可)	目安としている 指標の設定時期 (自由記入)	今回調査 (又は前回調査)	前回調査 (又は前々回調査)	前々回調査 (又は前々前回調査)
調査の実施目的を確保するための 精度管理の実施状況	達成精度					
	回収率・回答率					
	回収調査票数					
	カバレッジ					
	その他					
	設定なし					